（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） 一　障害児支援利用計画案　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画案をいう。 二　障害児支援利用計画　法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。 三～十一　（略） （従業者） **第三条**　（略） 2　前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数（当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定計画相談支援基準」という。）第一条第十四号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援（指定計画相談支援基準第一条第十五号に規定する指定計画相談支援をいう。以下この項において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等（指定計画相談支援基準第一条第十三号に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。）の数の合計数）が三十五又はその端数を増すごとに一とする。 3　前項に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前六月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。 （受給資格の確認） **第九条**　指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。）等を確かめるものとする。 （指定障害児相談支援の具体的取扱方針） **第十五条**　（略） 2　指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　障害児支援利用計画案　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画案をいう。 二　障害児支援利用計画　法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。 三～十一　（略） （従業者） **第三条**　指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。）（以下「指定障害児相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 （新設） （新設） （受給資格の確認） **第九条**　指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。）等を確かめるものとする。 （指定障害児相談支援の具体的取扱方針） **第十五条**　（略） 2　指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。